**書類提出のお願い**

所得税法では給与所得者（入社された方）は「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」をその年の最初の給与の支払いを受ける前日までに提出することが義務づけられています。

また、マイナンバー法では事業者（会社）は入社した者について番号確認と身元確認をするよう義務づけられています。

つきましては、下記書類を速やかに提出していただきますようお願い申し上げます。マイナンバーの取扱いについては次の通りです。

|  |
| --- |
| １．マイナンバーの利用目的・所得税の源泉徴収票作成のために利用します・雇用保険の申請・届出書作成のために利用します（加入者のみ）・国民年金の第３号被保険者の届出のために利用します（該当する場合のみ）２．収集したマイナンバーは、マイナンバー法に基づき厳重に管理し、上記目的以外に利用することはいたしません |

提出書類

　　　次の書類はそのまま提出してください

（専用封筒に入れないでください）

■ 平成28年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

個人番号の記入欄は記入しないでください

　　次の書類は必ず専用封筒に入れて提出してください

　　　 （他の方に見られないように取り扱ってください）

■ 個人番号台帳兼届出書

　　　必要事項を記入してください

■ 通知カード等のコピー

　　次のものは提出の必要はありませんが、身元確認のため提示してください

■ 運転免許証　または　パスポート（入社の当人分のみ）

　　　いずれも所持しない場合は別途ご案内します